

青森県報

号外第四十八号

平成二十四年
七月二十日
(金曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

東部海区管内におけるさけはえなわ漁業の操業の禁止……(事務局)…一

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、サケを目的とするはえなわ漁業について、次のとおり操業を禁止する。

平成二十四年七月二十日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 富 田 由 廣

一 海域

青森県東部海区管内沖合海域

二 期間

平成二十四年八月一日から平成二十五年二月二十八日まで

三 対象者

総トン数十トン未満の動力漁船を使用して操業する者。ただし、調査を目的として、地方独立行政法人青森県産業技術センター内水面研究所の委託を受けて、さけはえなわ試験操業をする者を除く。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭